

平成30年度 未病医学認定医登録要項

本学会の未病医学認定医資格取得に関しては、別添「日本未病システム学会未病医学認定医制度規則・施行細則」をご一読いただき、以下の各項目をご参照のうえ、所定のお手続きをお取りください。

申請手順

- ①今年度の申請期日は、第25回学術総会の演題締切日同日となります。期日までに申請書類の提出および審査料・認定登録料を納付してください。
- ②暫定過渡的措置期間中（2018年度まで）は審査料、認定登録料の払い込み済みのコピーを認定申請書（様式第1号）の裏面に貼付してください。
- ③事情があつて締め切り日を過ぎる場合は事務局まで申し出てください。

申請資格

- ①本学会の評議員もしくは部会委員（世話人）で会費完納者であること
 - ②本学会の理事・監事で会費完納者であること
 - ③本学会の名誉会員であること
 - ④本学会の一般会員で会費完納者であること
- ただし、一般会員は日本未病システム学会未病医学認定医制度規則第7章第24条2に準ずる

申請書類について

ホームページ（URL：<http://www.j-mibyou.or.jp/>）よりダウンロードし、A4サイズにプリントアウトしてご使用ください。※様式第1～3号のWord形式とPDF形式があります。

もしくは事務局までご請求ください。追ってご送付申し上げます。

- ①認定申請書（様式第1号）
 - 印鑑を忘れずに押印してください。
 - 裏面に振り込み済みのコピー貼付を忘れないようご注意ください。
- ②認定申請書（様式第1号）のコピー……1部
- ③申請書受理返信葉書……1枚
 - 表書きのみ記載し、裏面は白紙でご提出ください。
 - 申請書を受理次第、受理書を返信いたします。
 - 審査結果および認定証は申請書受理返信葉書の表書き住所宛に送付されますのでご注意ください。
- ④日本国の医師免許証の写し……1部
- ⑤履歴書（様式第2号）
- ⑥業績目録（様式第3号）
 - 過去5年間の業績について「本学会発表業績（主研究と共同研究に分けて筆頭か共著者かを記載）」10編程度、または「その他の学術活動について」を各項目ごとにまとめてご記入ください。
 - 規則第8章第24条に準じて、未病関連のものを主にご記入ください。

申請書類の提出方法・料金納付方法

①書類送付先

- 日本未病システム学会事務局宛にお送りください。

〒135-0063

東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館9階

(株)プロコムインターナショナル内

- 必ず封筒に「認定申請書在中」と朱記してください。

②審査料・認定登録料納付先

- 申請書類の提出と同時に、下記日本未病システム学会「郵便振替口座」に暫定過渡的措置期間中は30,000円（審査料10,000円，認定登録料20,000円）をお振り込みください。
- 暫定過渡的措置期間中は申し込み振り込み済みのコピーを申請書に貼付してください。
- 一旦納付いただきました審査料・認定登録料は返還いたしませんので、ご注意ください。
- ただし、認定が却下された場合は、後日、認定登録料は返還いたします。
- 恐れ入りますが、納付の際の手数料はご負担ください。
- 審査料・認定登録料の納付確認ができない場合には、申請書は受理できかねますのでご注意ください。

振込先：

ゆうちょ銀行 019（ゼロイチキュウ）店

（ATMでは、支店名に「セ」または「ゼ」入力→「〇一九支店」）

口座番号：当座 0136888

口座名義：日本未病システム学会

（ニホンミビヨウシステムガツカイ）

③受付期日

平成30年度は第25回学術総会演題締切日と同日です。

審査結果の通知と認定終了後の手続きについて

①審査結果の通知

- 申請者には平成30年12月末日までにご通知いたします。
- 審査結果は、申請書受取返信葉書の表書き住所宛に通知いたします。

②認定証の交付と氏名の公表

- 認定証は、審査と登録が済み次第、追って交付されます。
- 認定者の氏名は、日本未病システム学会のホームページと学会誌に掲載されます。

③認定登録更新について

- 認定登録の更新は、5年後に行われます。
- 認定登録更新の際は、日本未病システム学会未病医学認定医制度規則施行細則第6条および第7条に基づき所定のお手続きをお取りいただきます。